

家庭ごみ処理有料化の導入について
中間答申

平成25年11月

逗子市廃棄物減量等推進審議会

目次

はじめに	1
1. 逗子市のごみ処理の現状と課題.....	2
(1) ごみ排出量及びごみ処理経費	
(2) 家庭ごみ処理の現状と課題	
(3) 中間処理及び最終処分における現状と課題	
2. 家庭ごみ処理有料化の効果と必要性.....	5
(1) 家庭ごみ処理有料化の実施状況	
(2) 家庭ごみ減量手段としての有料化の必要性	
3. 家庭ごみ処理有料化の仕組み	7
(1) 有料化の対象	
(2) 手数料の料金体系	
(3) 手数料徴収の方法	
(4) 手数料の設定	
(5) 有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法	
(6) 手数料の減免	
4. 有料化に当たっての留意事項	11
(1) 市民への周知徹底と啓発活動	
(2) 不法投棄・不適正排出対策	
(3) 収入の用途	
(4) 減量化・資源化拡大のための併用施策の実施	
(5) 収集の方法	
(6) 事業系ごみの取り扱い	

はじめに

わが国においては、平成 15 年 3 月に国の循環型社会形成推進基本計画において、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方針が示されています。

逗子市においては、循環型社会の実現に向けたごみの減量化・資源化に取り組み、平成 10 年から 10 年以上にわたり、国・県主導のもと、ごみ処理の広域化の検討が進められてきました。しかし、4 市 1 町の枠組みの見直しをするなど広域化の目処が立たない中で、最終処分場は平成 24 年度中に満杯になるというひっ迫した状況となり、平成 23 年度から 24 年度にかけて「転圧」工事を実施し、既存施設で更なる埋立容積の確保が図られました。これはあくまでも一時的な延命化にとどまるため、焼却灰の資源化など、今後多額の費用をかけて延命化を行っていく必要が生じています。

このような中、更なるごみの減量化・資源化を早急に進めることが喫緊の課題になっていることから、「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、大型生ごみ処理機設置助成制度の創設、生ごみ処理容器購入に対する助成率の引き上げ、植木剪定枝の一部資源化、資源物の拠点回収、事業系ごみ処理の制度改正、持込みごみ処理手数料の改定、市民協働事業の実施など、ごみの減量化・資源化を推進するための様々な施策が実施されてきましたが、未だ、十分な減量化・資源化の達成には至っていません。

また、平成 22 年 3 月に改定された「逗子市一般廃棄物処理基本計画」においては、基本的な施策「発生抑制と排出抑制・再生利用の推進」の中で、新たに実施する施策の一つに「家庭ごみ処理の有料化」を位置付け、ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担（受益者負担）の公平性を確保する観点からもその検討が必要となってきました。

この様な経緯の中で、逗子市廃棄物減量等推進審議会は、平成 24 年 12 月 5 日に逗子市長から「家庭ごみ処理有料化の導入について」諮問を受け、慎重に審議を行った結果、ここに中間答申をするものです。

1. 逗子市のごみ処理の現状と課題

(1) ごみ排出量及びごみ処理経費

平成 13 年に紙・布類の集団資源回収品目に飲料用紙パックとミックスペーパーを追加、平成 14 年に紙・布類の集団資源回収未実施地域への市の委託回収が開始され、平成 16 年に容器包装プラスチックの分別収集開始と燃やすごみの収集回数減少、資源ごみ（ペットボトル・あき缶・あきびん）の収集回数増加が行われました。これらの取り組みにより排出抑制が進み、燃やすごみを中心に収集ごみ及び持込みごみが大幅に減少しました。

平成 17 年以降は、近隣とのごみの広域処理の検討により大幅な分別品目の変更を行えないなどの状況もあり、収集ごみ及び持込みごみ量が横ばいの状態が続いていましたが、平成 24 年 4 月に事業系ごみに関する処理方法を見直したこと等により、平成 24 年度は前年度に比較し約 1,500 t 減少しています。しかし、最終処分場の延命化のためには、さらなる減量化が必要です。

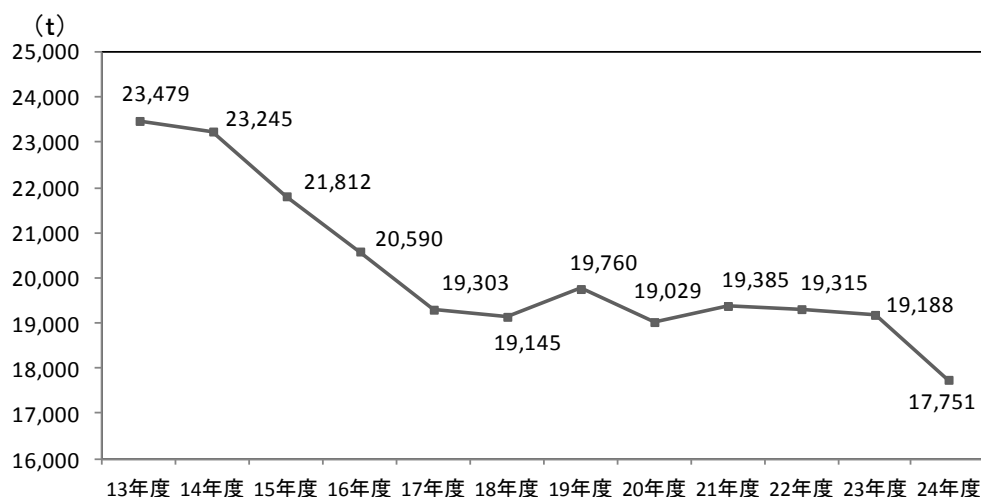


図 1 収集ごみ・持込みごみ量の長期的推移

平成 24 年度のごみ処理経費（焼却施設の基幹改良工事など建設改良費を除く）は、約 9 億 8,200 万円であり、市の一般会計額約 192 億 6,960 万円の 5.1%程度を占めています。老朽化に伴う施設の整備費用などの影響により、中間処理費が大きく上昇しています。

表 1 ごみ処理経費の推移

(単位：千円)

	収集運搬費	中間処理費	最終処分費	処理及び維持管理費計	建設改良費	合計
平成 19 年度	361,570	458,015	9,962	829,547	0	829,547
平成 20 年度	406,376	454,252	14,450	875,078	0	875,078
平成 21 年度	356,165	436,767	13,721	806,653	0	806,653
平成 22 年度	354,949	546,402	10,036	911,387	12,481	923,868
平成 23 年度	344,313	532,091	10,805	887,209	36,191	923,400
平成 24 年度	313,896	656,644	11,740	982,280	1,473,024	2,455,304

(2) 家庭ごみ処理の現状と課題

家庭系燃やすごみの中には、厨芥類（生ごみ）が約4割、紙類が約3割、含まれています。

生ごみ処理容器等の普及促進により、厨芥類の排出前の減量化・資源化を図っていくこと、紙類の資源回収が徹底し、燃やすごみに含まれている紙類がリサイクルされることにより、燃やすごみの量が大幅に減少することが期待できます。

厨芥類については、平成3年度から7年度に家庭用コンポストの貸与事業が、平成8年度からは生ごみ処理容器等購入費助成事業が実施されていますが、平成18年度以降の年間の申請件数は100件前後で、横ばい状態が続いています。なお、平成25年度に逗子市商工会と協定を結び、商工業者との連携による家庭用生ごみ処理容器の普及促進の取り組みを開始したことにより、今後の普及拡大が期待できます。

平成22年度からは、集合住宅などを対象に大型生ごみ処理機設置助成制度が開始され、平成23年度からは入所系介護施設、平成25年度からは民間保育園について事業者も助成対象とされていますが、ごみ処理に費用負担のかかる事業者の利用はあるものの、集合住宅・自治会単位での助成実績はありません。

紙類については、平成5年から集団資源回収を進める資源回収奨励金制度を開始し、更に前述のとおり、平成13年に紙・布類の集団資源回収品目に飲料用紙パックとミックスペーパーを追加、平成14年に紙・布類の集団資源回収未実施地域への市の委託回収が開始されました。しかし、平成17年度をピークに回収量は減少をたどっています。これは生活様式の変化に伴い紙類の使用が減少したことも要因の一つとして考えられますが、燃やすごみへ混入している分は回収量の増加につなげられる可能性があります。

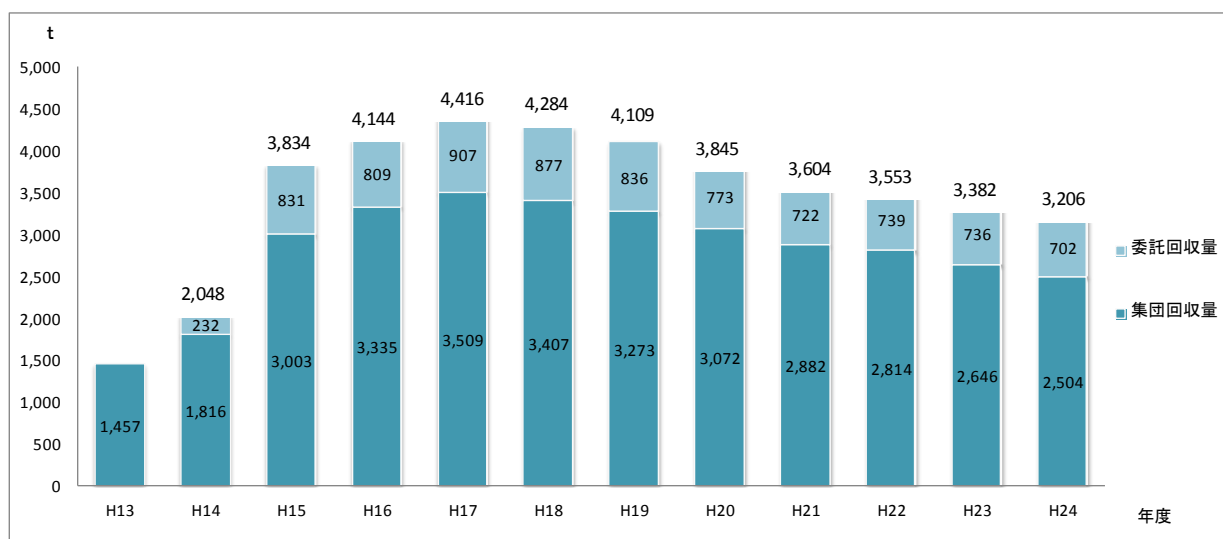


図2 紙布類の集団資源回収及び委託回収量の推移

分別収集品目の増加は、収集日・収集回数組換え、収集体制の変更による車両・人員等コストの増につながることから、コストの大幅な増加を伴わない範囲での資源化品目拡大の取り組みとして資源物の拠点回収を平成 22 年度から開始しています。燃やすごみとして収集し、焼却処理している廃食用油やビデオテープ類、廃インクカートリッジ、不燃ごみとして収集し、破碎して埋立処理をしている廃蛍光管や水銀式の体温計を対象に、回収拠点を公共施設等に設け回収をしています。通勤・通学の動線上になりやすい施設、自治会の協力を強く得られている回収拠点は回収量が多いものの、回収量が伸び悩むところもあり、その差が大きい状況です。

(3) 中間処理及び最終処分における現状と課題

焼却施設は、昭和 56 年から稼働を開始し、既に 30 年以上経過しているため老朽化が進んでいます。平成 12 年度から 14 年度にダイオキシン類対策のための一部改修工事が行われましたが、新たな建設は用地の確保や費用面で大きな負担となるため、平成 22 年 3 月に改定した「逗子市一般廃棄物処理基本計画」において施設の長寿命化を位置づけ、一般廃棄物処理施設整備事業として大規模改修を行うことになりました。

最終処分場については、現在のものは平成 5 年 10 月から使用を開始しており、平成 24 年度中に満杯となってしまうことから、平成 23 年度から 24 年度にかけて「転圧」による埋立容積の確保が図られました。しかし、確保した容積もこのままの状態では埋立てを続けると、3 年弱で使い切ることになります。また、災害時の廃棄物の保管場所等を考慮すると、確保した容積は今後のために残しておく必要があると考えられます。そのため、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、最終的に排出される焼却灰、破碎残さ等を多額の費用をかけて外部で資源化する必要があり、ごみの発生抑制が強く求められています。

表 2 焼却灰量・最終処分量の推移

(単位：t)

	主 灰	飛 灰	計	不燃ごみ残さ	最終処分量
平成 21 年度	2,335	366	2,701	345	3,046
平成 22 年度	2,379	312	2,691	356	3,047
平成 23 年度	2,222	320	2,542	357	2,899
平成 24 年度	1,377	216	1,593	309	1,902

注) 平成 24 年度は、老朽化に伴う施設整備により焼却処理できない燃やすごみを近隣市に搬出し、焼却処理、焼却灰資源化処理を委託したため、焼却灰量が減少している。

- 焼却灰溶融固化処理費用の試算

8 t 車両を使用した場合	$\left\{ \begin{array}{l} \text{処理費} \\ \text{運搬費} \\ \text{計} \end{array} \right.$	42,500 円 / t
		8,980 円 / t
		51,480 円 / t (税別)

- 焼却灰全量搬出した場合の試算

$$51,480 \text{ 円} \times \underline{2,644 \text{ t}} \times 1.05 = 142,918,776 \text{ 円}$$

↑平成 21 年度～平成 23 年度の平均値を用いる

2. 家庭ごみ処理有料化の効果と必要性

(1) 家庭ごみ処理有料化の実施状況

家庭ごみ処理有料化は、東京都多摩地区をはじめ、県内市では藤沢市及び大和市で導入されています。東洋大学山谷修作教授の全国調査によると、全国市区町村での有料化実施自治体は60%を超えており、近年においても着実に増加しています。

表 3 全国市区町村の有料化実施状況
(平成 25 年 10 月現在)

	総数	有料化実施	有料化実施率
市区	812	447	55.1%
町	746	514	68.9%
村	184	119	64.7%
市区町村	1,742	1,080	62.0%

出典：東洋大学 山谷修作教授の調査資料

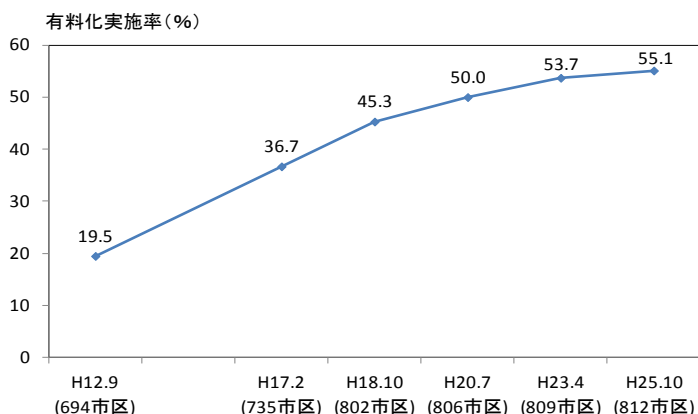


図 3 全国都市の有料化実施率推移

出典：東洋大学 山谷修作教授の調査資料

(2) 家庭ごみ減量手段としての有料化の必要性

家庭ごみ処理有料化を導入することにより、家庭における費用負担（受益者負担）を軽減しようとする動機づけが生まれ、排出量の抑制、分別の徹底によるごみの減量化・資源化が期待できます。前掲の調査結果では、家庭ごみ処理有料化を実施した多くの自治体で、ごみの減量効果が表れています。

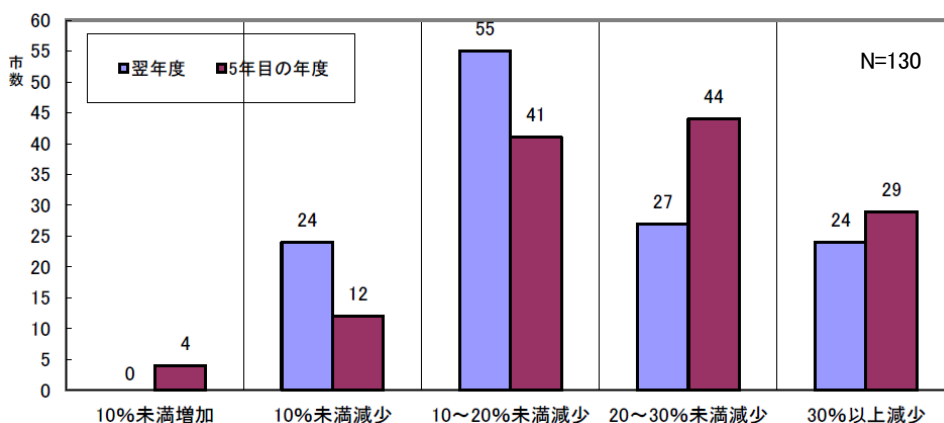


図 4 有料化導入後の家庭ごみ(可燃・不燃・粗大ごみ)排出量の減量効果

出典：東洋大学 山谷修作教授の調査資料

注) 2000 年度以降の有料化実施市について調査したもの。

また、平成 23 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量で比較をすると、全国平均 975g/人・日※に対し、本市は 973g/人・日（米軍家族住宅人口を含む）であり、同程度の排出量です。

一方で、神奈川県及び東京都の有料化実施市町と比較すると、神奈川県有料化実施市町の平均は 864g/人・日※、東京都有料化実施市の平均は 798g/人・日※となり、本市より 100g/人・日以上少ない状況です。このことから、有料化実施による減量効果が期待できるといえます。

また、平成 24 年 3 月に本市で行われた「まちづくりに関する市民意識調査」によると、有料化について 7.5%が賛成、53.2%が条件によっては賛成と回答しており、賛成のうちの 57.5%が市民の減量意識が高まることを理由としています。一方で、不法投棄の増加や家計の負担が増えるとの理由による反対もあり、不法投棄対策の検討や、制度趣旨の徹底した説明も必要となるといえます。

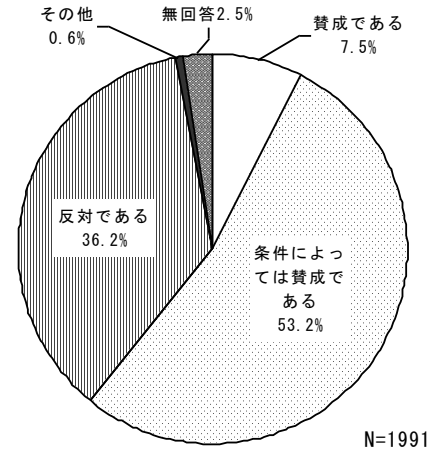


図 5 家庭ごみ処理の有料化に関する賛否

※環境省ホームページ「平成 23 年度一般廃棄物処理実態調査結果」による

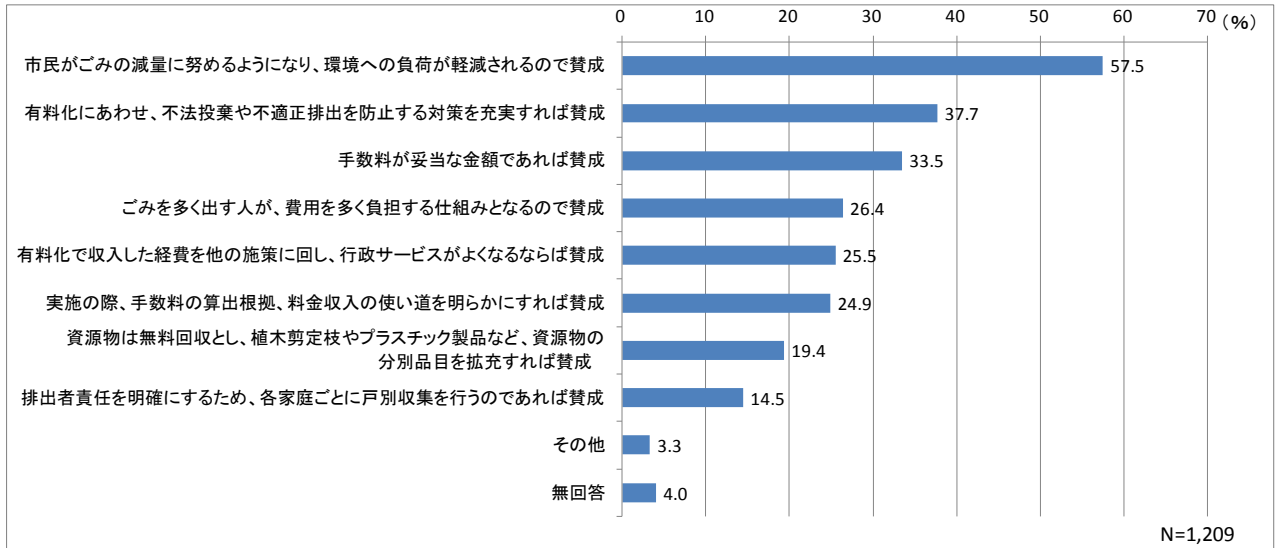


図 6 家庭ごみ処理の有料化に賛成の理由 ※3つ以内選択

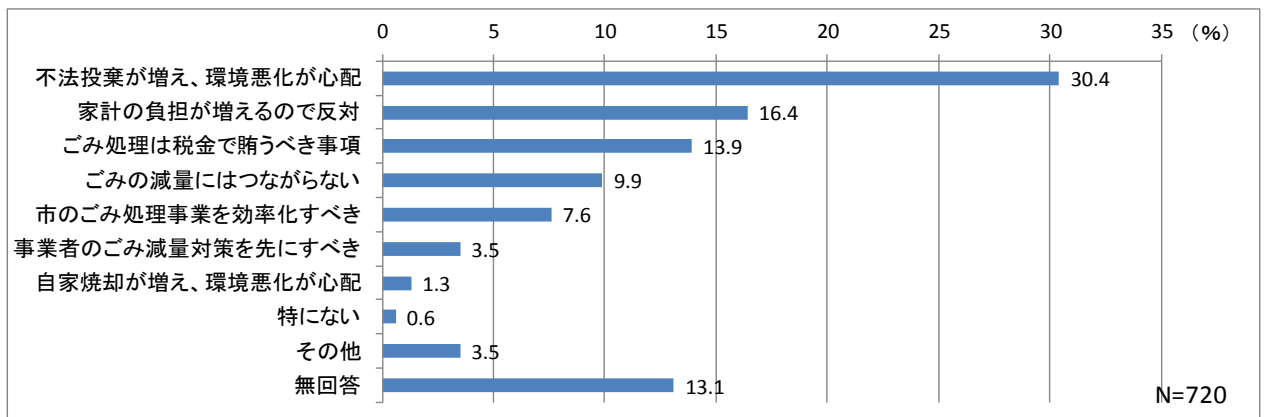


図 7 家庭ごみ処理の有料化に反対の理由

※図 5～7 は、まちづくりに関する市民意識調査（平成 24 年 3 月実施）による

3. 家庭ごみ処理有料化の仕組み

(1) 有料化の対象

有料化の導入の目的は、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保することにあります。費用負担の公平性からは、全品目を有料化することも考えられますが、円滑な制度導入のためには市民の負担感・受容性への配慮が必要です。

最終処分量の削減と環境負荷の低減のため、更なるごみの減量化・資源化を早急に進めることが喫緊の課題である市の現状を踏まえると、「燃やすごみ」、「不燃ごみ」を有料化の対象として発生抑制・排出抑制を推進し、再生利用が可能な資源ごみは、今回は有料化の対象外とすることで、分別排出を促進させることが適切です。なお、資源ごみについても、分別徹底を図るとともに、発生抑制・排出抑制を推進する必要があります。また、不適物混入の多い容器包装プラスチック等に、より違反ごみが混入し手選別作業が増加する可能性が危惧されるため、分別排出の動機づけや不適正排出の抑制について、必要に応じて対策の検討が求められます。

なお、家庭ごみのうち、すでに有料（粗大ごみ券）で戸別収集を実施している粗大ごみについては、有料化の制度目的をふまえ、制度全体の整合性を確保するため、対象品目と手数料の見直しを図るべきです。

(2) 手数料の料金体系

ごみ処理手数料の徴収方法としては、「発生抑制を推進し減量化を促進する」、「費用負担の公平性を確保する」、「将来的に運営費用の負担が少ない制度とする」の3つの観点から、全国で最も多く用いられている、ごみの排出量に比例してごみ処理手数料が増加する「排出量単純比例型」の採用が適当と考えます。

(3) 手数料徴収の方法

手数料の徴収方法には、手数料を上乗せした「指定ごみ袋」、「シール」の利用があります。

手数料の徴収に当たっては、家庭ごみ処理有料化導入の最大の目的である、ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動の促進によるごみの減量化を進めるために、ごみ減量の効果を実感できる方法を設定することが望ましいといえます。また、負担の公平性を確保するためにも、排出量に応じた適正な手数料負担となることが客観的に明確である必要があります。

このことから、手数料の徴収方法については、ごみ排出量を把握することが容易で、負担の公平性が確保される「指定ごみ袋」の採用が適当です。

(4) 手数料の設定

手数料を設定する際は、ごみの排出抑制と分別徹底効果、市民の受容性、ごみ処理にかかる経費、近隣市における料金水準等を考慮する必要があります。市民の受容性を考慮すると、手数料水準は低く抑えた方がよいといえます。一方で、平成22年3月に改定した「逗子市一般廃棄物処理基本計画」では、家庭ごみ処理有料化による減量効果として20%を見込んでおり、減量目標を達成するためには、充分なごみの排出抑制と分別徹底効果が得られる料金水準を設定することが求められます。

ひっ迫する最終処分場の状況等、市のごみ処理の現状を鑑み、有料化導入の最大の目的であるごみの減量化・資源化を喫緊の課題として推進するためには、首都圏及び県内近隣市との均衡を失しない範囲で、最大限の減量効果が得られる料金水準とすべきです。

これらのことから、手数料は大袋1枚当たり70円台～80円台の範囲で設定することが適当です。

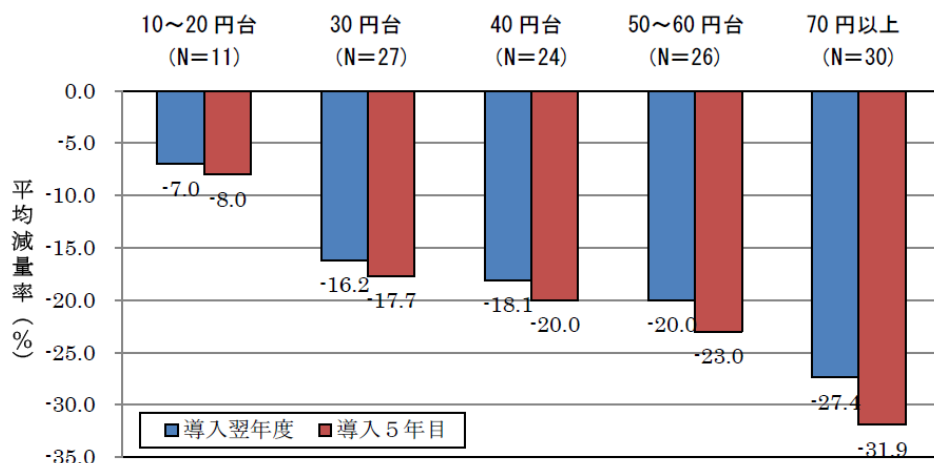


図8 手数料水準と可燃・不燃・粗大ごみの減量効果 (単純従量制118市)

東洋大学 山谷修作教授の調査資料 (2012年2～3月実施) から抜粋

注)・2000年度以降の有料化実施市について調査したもの。

- ・1人1日当たりベースでの家庭系可燃・不燃・粗大ごみの減量効果 (導入前年度比) を大袋 (通常40～45L) 1枚当たりの価格帯別に、有料化導入の翌年度と5年目の年度について示したもの。
- ・有料化導入から5年経過していない場合は3年目、4年目の年度データを5年目の年度に代用、2年目のデータまでしか取れない場合は分析から除外。
- ・有料化に当たり戸別収集を導入した市もある。

表4 神奈川県・東京都内の燃やすごみ大袋1枚当たりの価格

	神奈川県	東京都
60円未満	—	40円:清瀬市
60円台	64円:大和市	60円:青梅市、昭島市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市 64円:町田市
70円台	—	72円:東村山市 75円:八王子市、三鷹市
80円台	80円:藤沢市	80円:武蔵野市、府中市、小金井市、日野市、狛江市 84円:調布市
90円以上	—	—

なお、すでに有料 (粗大ごみ券) で戸別収集を実施している粗大ごみについては、家庭ごみ処理有料化の料金水準との整合性を図り、近隣市における取り扱いや家庭からの排出実態等をふまえ、見直しを行うべきです。また、現在は品目ごとに必要な証紙枚数を定めて手数料を徴

収していますが、品目数が多いことから、市民にわかりにくく事務も煩雑になっているため、併せて見直しを行うことが適当です。

粗大ごみは、有料化の対象品目とする燃やすごみ、不燃ごみのように、市民が継続して日常的に排出するごみではなく、臨時に排出するものであり、排出品目も排出頻度も一様ではありません。また、現在、収集する粗大ごみは、9割以上が証紙枚数1枚（250円）、残り1割以下がその他の大型ごみで証紙枚数2～3枚（500円～750円）となっています。

これらのことから、粗大ごみ手数料については、近隣自治体の料金水準と本市粗大ごみの処理原価をふまえるとともに、市民に分かりやすい仕組みにする必要があります。

参考：粗大ごみ処理費用積算

$$\begin{array}{ccc} \underline{48.08 \text{ 円}} & \times & \underline{12.5 \text{ kg}} & = & \underline{601 \text{ 円}} \\ \uparrow & & \uparrow & & \\ \text{平成 23 年度} & & \text{平成 24 年度} & & \\ \text{1 kg 当たりのごみ処理原価} & & \text{粗大ごみ 1 個当たりの平均重量} & & \end{array}$$

表 5 神奈川県内市町の粗大ごみ手数料（収集の場合）

手数料区分	該 当 市 町
3分類以上	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、逗子市
2分類	[粗大ごみ 600 円、大型粗大ごみ 1,200 円] 鎌倉市 [粗大ごみ 500 円、大型粗大ごみ 1,000 円] 藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市
1分類	[1,200 円] 南足柄市 [1,000 円] 小田原市 [700 円] 綾瀬市、海老名市 [650 円] 秦野市 [500 円] 横須賀市、三浦市、伊勢原市、座間市、葉山町

※処理困難物やその他品目により、別途手数料金額を設定している市もある。

(5) 有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法

① 有料指定ごみ袋の種類

有料ごみ袋を指定するに当たっては、各世帯がごみ排出量に適した大きさの袋を選択できるように、複数の指定ごみ袋を作製することが適当です。容量の小さいごみ袋を利用するほど費用負担が少なくなることから、ごみ減量化に対する動機が働くように小さい袋も作製する必要があります。一方で、販売価格が製造等原価を下回らないよう、費用軽減が実感でき、ごみ袋の販売価格が適正に設定できる大きさにすることも必要です。

これらの点から、ごみ減量化の意識付けが図れ、神奈川県内及び東京都内の家庭ごみ処理有料化実施市で多く用いられている、5リットル、10リットル、20リットル、40リットルの4種類を採用することが適当です。なお、有料指定ごみ袋は、「燃やすごみ」と「不燃ごみ」は、収集日が別であることから、経費面で有利な共通袋として支障はないと考えます。

② 有料指定ごみ袋の形状

有料指定ごみ袋の形状については、市民にとって取り扱いやすく運びやすい形状である、「持ち手付き袋（レジ袋タイプ）」を採用することが適当です。

③ 販売方法

販売方法としては、市が直接販売する方法や、市が販売店等を指定する方法がありますが、市民にとって購入しやすい販売方法とする必要があります。

よって、有料指定ごみ袋の販売については、「指定袋取扱店制度」を設け、日常生活において購入しやすい場所を考慮すること、商工会等の団体と連携し地域ごとにバランスのとれた「指定袋取扱店」の設置を行うことが適当です。

(6) 手数料の減免

① 減免対象者の範囲

家庭ごみ処理有料化の実施に当たっては、低所得者や社会的弱者にとって過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減を考慮することが望ましいといえます。「逗子市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する条例」において、一般廃棄物の処理手数料の減免対象となっている生活保護受給世帯のほか、福祉政策上の要請がある場合に、関係する所管と十分に調整のうえ、検討することが適当です。よって、手数料の減免措置の検討に当たっては、従来の福祉施策との整合性や公平性などを総合的に判断したうえで、関係する所管と十分に調整し、市全体の施策との均衡を図る必要があります。

一方で、公平負担の原則を堅持する観点から、該当世帯への指定ごみ袋配付枚数に制限を設ける等、減免対象者にも一定のごみ減量の努力を促す方法を検討することも必要と考えます。

② 減免対象品目の範囲

政策的に有料化の対象とすることが適当でない品目については、減免対象とするのが望ましいといえます。なお、排出方法は、指定ごみ袋を使用せず、従来どおり中身の確認できる透明又は半透明の袋に入れて排出可能とすることが適当です。

表 6 減免対象品目

対象減免品目	理 由
ボランティア清掃ごみ	無償で行うボランティア清掃に対し手数料徴収はそぐわないため
紙おむつ	子育て支援及び要介護者を在宅で介護している世帯への支援
植木剪定枝	緑化推進及び資源化促進のため
有害危険物	分別排出を促進し、適正処理を図るため

4. 有料化に当たっての留意事項

(1) 市民への周知徹底と啓発活動

家庭ごみ処理有料化の導入は、市民に新たな金銭的負担を求めるものであり、市民参加と検討プロセスの透明性の確保が重要です。そのためには、有料化導入の検討段階の早い時期から市民説明会の開催、広報ずし、市ホームページ等を活用した情報提供等により、制度導入の背景や目的を十分に説明し、市民への周知徹底を図るとともに、意見を聴く機会を十分に設定する必要があります。また、広報媒体による周知徹底と併せ、有料化の目的や仕組み等について自治会単位の説明会を開催するなど、きめ細やかな説明を行うと同時に、自治会に未加入の市民にも情報が行き渡る方法、学生や外国人への周知徹底の方法を検討することも必要です。

さらに、有料化導入後も、ごみの排出量や再生利用の状況といった、有料化による効果を示すとともに、廃棄物行政全般について継続的に情報提供を行うことで、意識啓発を促し、その効果を維持させることが重要と考えます。

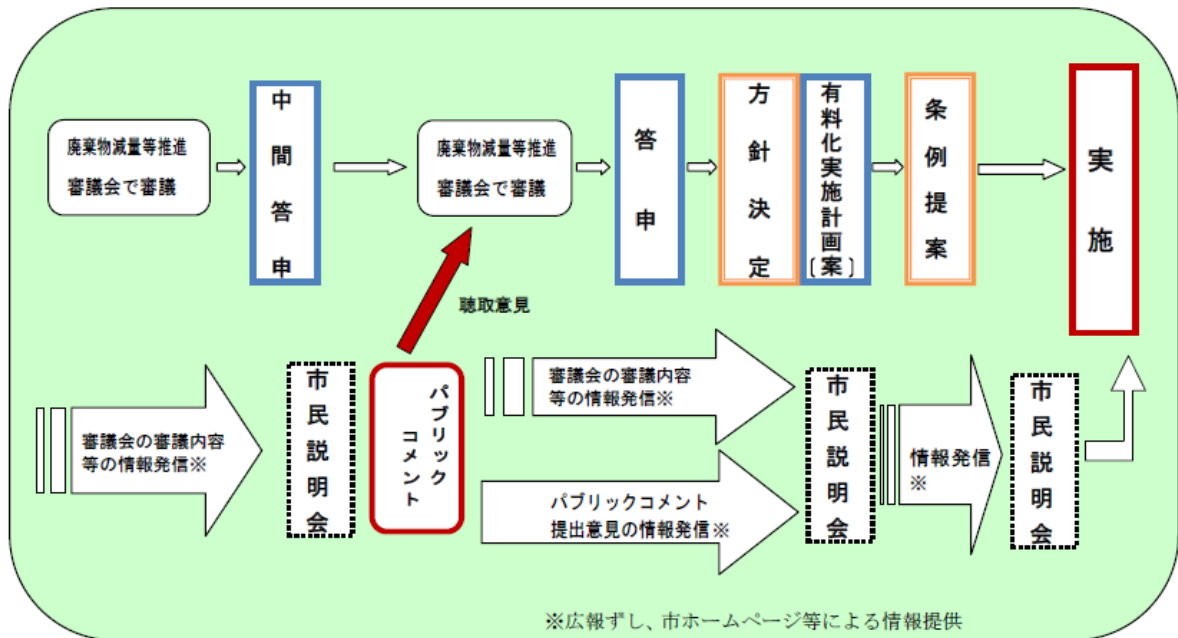


図 9 市民参加のイメージ

< 市民説明会の開催 >

- ・ 開催日時・開催場所の配慮
- ・ 有料化の目的・仕組みについての十分な説明
- ・ ごみ発生抑制の具体的方策についての説明
- ・ 有料化の導入によって懸念される課題への対応

< 各種周知啓発 >

- ・ 広報ずし、市ホームページ等による情報提供
- ・ 制度内容やごみの出し方等の情報を記載したパンフレットの作成
- ・ 公共施設、小売店等へのポスター掲示とチラシの配布
- ・ ごみステーションへの掲示、回覧板の利用
- ・ 廃棄物減量等推進員、集団資源回収団体、市民団体との連携

(2) 不法投棄・不適正排出対策

家庭ごみ処理有料化の導入により懸念される課題として、空き地や道路沿いへの不法投棄の増加や指定袋以外の不適正排出ごみの発生が挙げられます。

① 不法投棄対策

「逗子市一般廃棄物処理基本計画」では、「不法投棄を未然に防ぐため、市内の監視パトロールを実施し、常習箇所には、不法投棄防止警告看板を設置するなどの対策に努める」としてまいります。逗子市では、従来から不法投棄は多くは見られませんが、有料化の導入に当たっても増加することのないよう、その防止対策については必要に応じて強化を図ることが重要です。

② 不適正排出対策

不適正排出を防ぐためには、広報ずしや市ホームページによる情報提供、チラシやパンフレット等の配布、有料化導入前の住民説明、有料化実施当初の立会指導等、きめ細やかな対応や十分な情報提供を行うことが重要と考えます。さらに、多発場所においては、自治会町内会や廃棄物減量等推進員と連携を図り、不適正排出につながりにくい環境づくりを進める必要があります。

表 7 逗子市内のごみステーションにおける不適正排出ごみの推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ダメシール(注1)	524	617	443	484	531	846
迷惑シール(注2)	16,678	17,062	17,505	18,579	18,841	18,112
計	17,202	17,679	17,948	19,063	19,372	18,958

(注1) 市が収集しないごみに貼る

(注2) 収集日や分別を間違えたごみに貼る

(3) 収入の使途

手数料収入の運用については、適正な使途を定めるとともに、ごみ処理経費の現状や内訳等の情報と併せ、市民に分かりやすく公開していくことが求められます。

また、有料化導入の最大の目的として、「ごみの減量化・資源化」を掲げていることから、手数料収入は、ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、周知啓発等を目的とした、清掃関連事業に特定して運用することが適切です。

(4) 減量化・資源化拡大のための併用施策の実施

家庭ごみ処理有料化の導入に当たり、ごみ減量化・資源化の拡大を図っていくためには、市民のごみ排出抑制を促進する施策を併せて実施することが有効です。全国の有料化実施市において、多くの市が有料化導入と同時またはその前後に、併用施策を実施し、さらなるごみの減量化・資源化の拡大、市民負担の軽減に取り組んでいます。

本市においても、家庭ごみ処理有料化の導入に併せて、市民のごみの減量化・資源化の取り組みを促進する施策を実施するとともに、行政サービス向上を図っていく必要があると考えます。

表 8 市民のごみの減量化・資源化の取り組みを促進する施策

項目	内容
生ごみの減量化・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器等の普及 ・生ごみリサイクルによる作物づくりの普及 ・生ごみ処理容器等の購入費助成制度の充実
分別収集品目・資源化品目の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ回収拠点の拡充 ・使用済み小型家電リサイクル対象品目回収の実施 ・植木剪定枝全量資源化 ・廃食用油の資源化 ・資源化効率向上への取り組み（びん、缶のケース回収等）
ごみ減量化・資源化協力店制度の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制や再生利用等に積極的に取り組む小売店等の指定制度の活性化 ※小売店等から排出されるごみの減量化・資源化の推進とともに、小売店等の取り組みが周知されることによる、ごみ減量化・資源化への市民の意識向上が期待される。
市民活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働事業提案制度による「エコ広場ずし」をはじめ、ごみの減量化・資源化を目的とした市民活動への支援 ・イベント等でのリユース食器使用の促進

表 9 行政サービスの向上

項目	内容
不法投棄・不適正排出対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会との連携及び通報制度の活用 ・廃棄物減量等推進員との連携強化 ・不法投棄防止看板の設置 ・監視パトロールの実施、不法投棄・不適正排出への指導強化 ・市職員による排出指導
ごみステーション管理支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・排出マナー向上のための啓発 ・ごみステーション管理器材の購入費助成（ネットボックス等）

(5) 収集の方法

家庭ごみ処理有料化の導入に当たっては、現行のごみステーション収集方式で支障はないと考えますが、収集方式の将来的なあり方については、引き続き検討していく必要があります。

(6) 事業系ごみの取り扱い

① ごみ処理手数料（持込みごみ手数料）の料金水準

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならないことが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められており、市において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいといえます。

逗子市では、平成 24 年 4 月に事業系ごみの処理方法等を変更しており、ごみ処理手数料（持込み手数料）を「1kg 当たり 6 円」から「10kg 当たり 150 円」に改正、産業廃棄物処分費用（天災その他の災害により発生した木くず）を「1kg 当たり 17 円」から「10kg 当たり 240 円」に改正しています。

平成 24 年 4 月の事業系ごみの持ち込みごみ手数料の算定基準となった、平成 21 年度の間接処理、最終処分にかかる経費は 24.13 円/kg であり、産業廃棄物は処理原価相当額の手数料水準としましたが、一般廃棄物は近隣市との均衡を考慮し、原価より低く設定しました。

また、平成 23 年 5 月の「逗子市の事業系廃棄物の処理のあり方及び処理手数料等の適正化について（答申）」では、「家庭系ごみの有料化を実施するに際しては、事業系ごみの収集・運搬制度についてコスト負担のあり方を含めて改めて基準作りを行う必要があるものとする」としているところです。しかし、現時点では平成 24 年 4 月の改正から日も浅く、減量効果等の制度改正による効果の検証を十分に得る状況にないことから、ごみ処理手数料を含む事業系ごみの取り扱いについては、前回改正の効果の十分な検証を行ったうえで、適切な時期に改めて見直しを図るべきです。

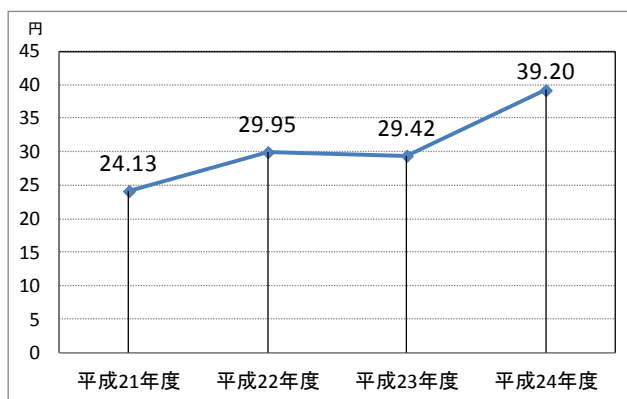


図 10 逗子市のごみ処理原価の推移

(注) 中間処理及び最終処分にかかる経費

表 10 県内市町の事業系一般廃棄物処理手数料

処理手数料 (kg当たり)	該当市町
25円	厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町
22円	平塚市
20円	藤沢市、茅ヶ崎市、大和市
19円	秦野市、伊勢原市
18円	相模原市
15円	横須賀市、逗子市、三浦市
13円	横浜市、鎌倉市
12円	川崎市

② 少量排出事業所

本市では、家庭ごみと同質同量以下で、家庭ごみと同等に処理し得るごみしか出さない事業所は、零細事業所保護の観点から家庭ごみと同じ扱いとし、事業系ごみの処理方法を変更した平成 24 年 4 月以降もごみステーションに排出することを可能としています。

家庭ごみ処理有料化の導入に当たっても、この考え方を維持し、少量排出事業所も家庭ごみと同じ指定袋を使用してごみステーションに排出する方法をとることが適切であり、コスト的にも有利であると考えます。

<1年当たりの家計負担の試算>

仮に、大袋 40 L を 80 円と設定すると、2 円/L となる。

中袋 (20 L) を使用すると仮定し、1 年当たりの家計負担を試算すると、

$$\begin{cases} \text{燃やすごみ} : \text{週} 2 \text{回} \times 1 \text{枚} (20 \text{L}) \times 52 \text{週} = 104 \text{枚} (20 \text{L}) \\ \text{不燃ごみ} : \text{月} 1 \text{回} \times 1 \text{枚} (20 \text{L}) \times 12 \text{月} = 12 \text{枚} (20 \text{L}) \end{cases}$$

よって、116 枚 (20L) \times 40 円 = 4,640 円 (1 月当たり約 387 円)

<ごみ処理経費に対する手数料の割合の試算>

- ・ 逗子市のごみ処理原価計算

$\text{ごみ処理原価} = \frac{\text{ごみ処理経費}}{\text{年間ごみ処理量}}$
↑ ごみの収集・運搬、処理、処分にかかる年間経費

対象経費：環境クリーンセンターが関わるごみと資源物の処理経費（紙・布類の集団回収及び委託回収経費以外のもの）。施設に係る減価償却費あるいは借入金の元利返済金、処理計画策定経費等間接経費、市長報酬等共通経費は対象経費に含まないものとする。

- ・ 平成 23 年度実績を基に試算すると、

$$887,209,000 \text{ 円} \div 18,452,000 \text{ kg} = 48.082$$

└ ごみ処理経費 └ ごみ処理量 (計画収集総量 19,188 t - 紙・布委託収集量 736 t)

よって、1 kg 当たりのごみ処理経費は約 48.08 円

燃やすごみ

$$1 \text{ L} = 0.168 \text{ kg}^{*1} \text{ とすると、}$$

$$40 \text{ L} \times 0.168 \text{ kg} = 6.72 \text{ kg}$$

$$6.72 \text{ kg} \times 48.08 \text{ 円} \div 323 \text{ 円}$$

※1 収集車からのサンプリング 家庭ごみ(燃やすごみ)

採取月日	H24.5.12	H24.9.15	H24.11.3	H25.2.16	平均値
単位容積重量	125	183	166	197	168
(kg/m ³)	156	189	154	175	

1m³ = 1000L = 168kg

仮に 2 円/L (40L の大袋を 80 円) と設定すると、

ごみ処理経費に対する手数料の割合は、80 円 \div 323 円 \div 0.2477 → 「24.8%」となる。

不燃ごみ

$$1 \text{ L} = 0.20 \text{ kg}^{*2} \text{ とすると、}$$

$$40 \text{ L} \times 0.20 \text{ kg} = 8 \text{ kg}$$

$$8 \text{ kg} \times 48.08 \text{ 円} \div 385 \text{ 円}$$

※2

「廃棄物処理施設技術管理者講習 管理過程 破碎・リサイクル施設」、財団法人日本環境衛生センター P146 表 2・1・2 破碎・圧縮対象ごみ質「不燃物のごみ組成と単位体積重量の数値」の平均値を用いた。

仮に 2 円/L (40L の大袋を 80 円) と設定すると、

ごみ処理経費に対する手数料の割合は、80 円 \div 385 円 \div 0.2078 → 「20.8%」となる。